

災害時要援護者に関する質問への回答

回答：国立市防災安全課

質問内容	回答（防災安全課）
1. しょうがい者に対して、どのような情報発信や取り組みをしていますか。	○地域の方々と市が主体となって実施しております各小中学校の避難所運営委員会では、しょうがいのある方、またそのご家族の方に委員として会議や訓練に参加していただいております。 ○各避難所の訓練には、しょうがいのある方もない方も参加しており、避難所の設備や備蓄品の確認を行うほか、避難居室を一緒に作成する訓練などを行い、避難所の情報を共有し、訓練後に意見交換を行っております。 ○特筆すべき事項として、宿泊訓練を実施している地域がございます。こちらの訓練では、一緒に食事をして寝泊りをする中で、必要な配慮等について話し合いを行いました。地域の方々との話し合いの中で、居室や居住スペースを区分けする、わかりやすく掲示を行うなど、気づいてもらいたい配慮を参加者で考え、訓練で実働しました。その一方、「一緒にいられる・できる」ことももちろんあることから、しょうがいのある方にも避難所運営に協力してもらいました。 ○国立第六小学校の防災訓練では、しょうがい当事者団体さんにご協力いただき、車いす訓練を毎年実施しております。車いすの操作方法のみならず、大人も子どももしょうがいのある方への接し方などを学ぶ機会にもなっております。

	○その他、しょうがいの種別やテーマなどに応じた訓練や出前講座等も行っております。
2. 日本語が不得手な外国人への対応はどのように行っていますか。	○平成 30 年度に全戸配布した防災情報ブックでは、凡例などの一部を多言語表記にしました。 ○公民館との共催や外国人を支援する団体と共催した出前講座などを実施し、防災マップの見方や避難所にある備蓄品とその使い方などを学習する機会を設けてきました。 ○避難所における外国人への対応について、現在の避難緒運営マニュアルには具体的な記述はなく、災害ボランティアセンターに語学ボランティアを要請するような内容にとどまっております。 なお、外国人向けの講座で、日本語が話せる方にはボランティア登録をしていただくよう呼びかけを行っております。しかしながら現実的な対応として、発災初動時は通訳できる方に声をかける、携帯電話のアプリを使用するなどの対応や避難者の協力が必要になると考えます。
3. 高齢者（特に独居や高齢者世帯）への対応はどのように行っていますか。	○発災後の対応として考えますと、各部が災害応急復旧業務に従事するようになります。高齢者に限られるものではございませんが、健康福祉部が主体となって、地域、福祉サービス事業者などと協力して要配慮者等の安否確認を実施するようになります。

4. 避難所で女性、妊婦などのプライバシーが守られる工夫はどのように行っていますか。 災害時に人命救済と人権尊重の両面が問われると思いますが、どのような課題がありますでしょうか。	○避難所運営マニュアルでは、要配慮者専用居室（女性含む）を確保する教室利用計画図となっております。また、更衣室、授乳室等のスペースの記載もございます。スペースを確保できない場合は、テントなどの備蓄を用いるなど、避難者の状況により、臨機応変に対応します。 ○課題について 先に避難所における女性、妊婦等のプライバシーに係る現状についてお話させていただきましたが、天候や気温、避難者数、避難所スタッフの参集人数などによっては、避難居室スペースを区画してから避難者の受入れができず、順次受け入れていかなくてはならない状況になるかもしれません。発災初動期に想定されるこのケースでは、プライバシーの確保まで対応できないかもしれない、配慮がいきわたらないかもしれないといった課題が考えられます。
---	--